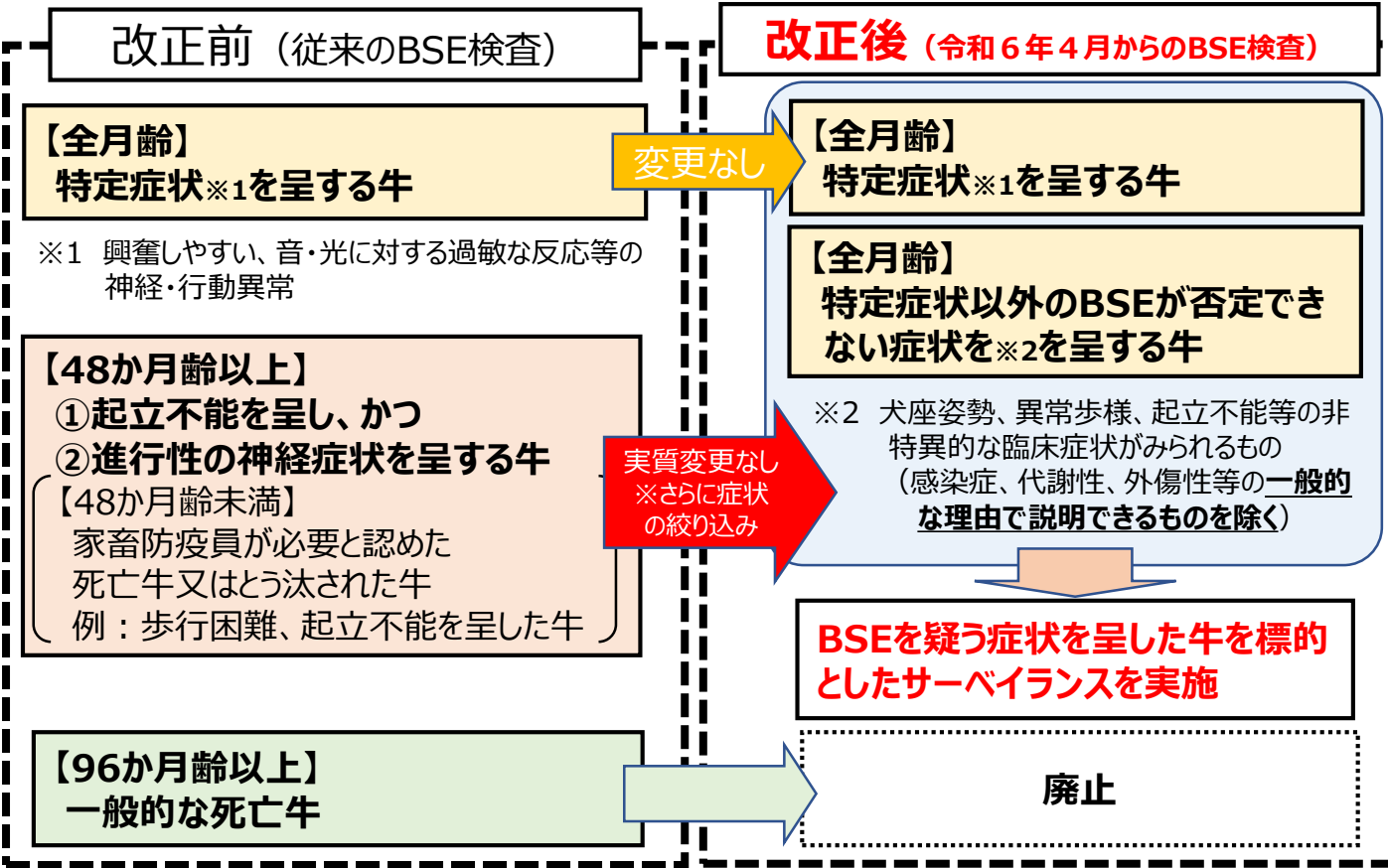


令和 6 年度からBSE検査対象牛が変わります

国の防疫指針改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、96か月齢以上の死亡牛全頭検査が廃止され、月齢に関わらず生前にBSEを疑う症状を呈した牛が検査の対象となります。

牛飼養者の皆様におかれましては、以下にご留意の上、引き続き検査の円滑な実施にご協力をお願いします。

BSE検査対象となる牛



- 検査体制（平日＋休日（隔日）受付）については、当面、従来どおりとしますが、検査対象牛の搬入状況等に応じて、随時見直すこととしますので、ご承知おきください。
- BSE検査の実施時には、検査促進費（生前のBSEを疑う症状に関する情報提供）と検体提供費（農家から家畜保健衛生所への検体持込み）が京都府家畜畜産物衛生指導協会から助成されます（従前の輸送促進費と化製処理費は廃止）。